

誰が相続人になるか？
相続分はいくらか？

講師：税理士・社会保険労務士・行政書士 安達 幸男

【ワークシート】

はじめに、今日のテーマである「誰が相続人になるか？ 相続分はいくらか？」について、皆さんがどのような理解・認識を持っているかについて、確認させていただきます。なお、遺言書は存在しないものとします。

YES、NO でお答えください。

1 子のない夫婦では、全財産を残された配偶者が相続できる？

YES ・ NO

2 孫養子は、一人しか認められない？

YES ・ NO

3 妻の連れ子は、（養子縁組をしていなくても）夫の相続人になる？

YES ・ NO

4 父が死亡したので、母に全財産を相続させようとして、子が相続放棄することとは問題ないか？

YES ・ NO

5 相続人である子のうち二男が既に死亡していた場合は、二男の子（孫）が相続人になる？

YES ・ NO

6 相続争いに巻き込まれたくないので、他の相続人に相続分の譲渡をすることが出来る？

YES ・ NO

7 いわゆるお一人様の財産は、国のものになってしまう？

YES ・ NO

(目次)

○はじめに

1 相続人は誰になるか？ 相続分はいくらか？

○最後に

○はじめに

今日のセミナーでは、相続人は誰になるか？ また、相続分はいくらか？ というシンプルな問題を取り上げます。相続人については、案外と勘違いしている人も多いようです。このセミナーでは、やや典型的とはいえないケースも取り上げますので、内容的には難しい箇所もあります。

ところで、昭和時代の典型的な家族像（夫婦と子供二人）とは異なり、現代社会では、様々な個人の価値観や考え方に基づいて、多様な家族構成が存在します。結婚しない（できない）人、結婚しても子を持たない（つぐらない、できない）夫婦、離婚をして再婚した人、相続税対策で孫養子をする人、家の跡取りとするために婿養子とする人などです。それぞれのケースで、誰が相続人になるかが問題です。

また、長寿社会となったため、相続が発生するのも被相続人が90歳代というケースも多いようです。そうすると、本来相続人となる者（子）が先に死亡しているケースもあります。

このように家族関係や親族関係が希薄な場合、あるいは家族関係が複雑な場合においては、誰が相続人となり、各相続人の相続分はいくらかが相続では最初に問題になってきます。

相続が発生した場合には、まずは相続人及び相続分を確定しないと、遺産分割協議をすることもできません。

今日は、実際の相談事例や相続税申告書の作成事例から見た様々なケースについて、相続人は誰か、相続分はいくらかを見ていきます。また、このようなケースでは、それでは事前にどうすればよかったのか（対応策）についても併せて考えていきます。

1 相続人は誰になるか？ 相続分はいくらか？

（民法のルール）

① 相続人は、遺言がなければ、次の者になります。

- ・配偶者（法律上婚姻関係がある者をいい、内縁関係は含まない。）は、常に血族相続人と同順位で相続人になる。
- ・血族相続人は、第一順位は子（子が死亡のときは孫、孫が死亡のときはひ孫）
第二順位は直系尊属（父母、祖父母、親等の近い者になる）
第三順位は兄弟姉妹（兄弟姉妹が先に死亡のときは甥、姪）

・血族相続人が、先に死亡しているときは、代襲相続人として相続人となる。

代襲相続人は、相続人が子の場合は、孫、曾孫

相続人が兄弟姉妹の場合は、子（甥、姪）まで

② 法定相続分（遺言による指定相続分がない場合）は、次のとおり。

- ・相続人が、配偶者と子の場合は、配偶者 1/2、子 1/2

配偶者と父母の場合は、配偶者 2/3、父母 1/3

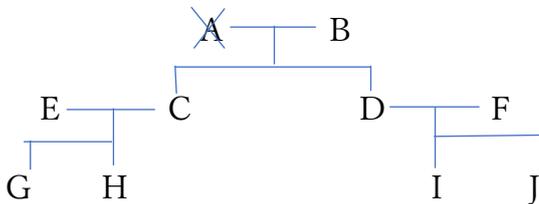
配偶者と兄弟姉妹の場合は、配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4

- ・同順位の相続人が複数いる場合は、均分に分ける。
- ・兄弟姉妹の相続人が複数いる場合は、半血相続人は全血相続人の 1/2

※法定相続分は、あくまでも遺産分割の際の目安にすぎず、相続人間で合意するならば、どのように分けても構いません（例えば、一人が全財産を相続する。）。

※以下のケースは、いずれも遺言書が存在しないものとし、法定相続分を前提とします。

(1) 昭和世代の基本的な家族



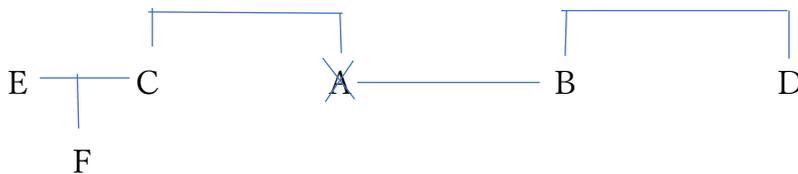
- ・ A死亡の場合、相続人は、配偶者B、子C、D。
- ・相続分は、B 1/2、C、Dは各 1/4。
- ・核家族化の現代社会では、残された配偶者は、老後の生活（将来の施設への入所）を考えて、自宅の取得と老後の生活資金の取得することを希望します。

一方で、子は遠方に就職・居住し、それぞれ自宅を所有しているので、実家は要らない、住宅ローンや教育費の支払いもあるので財産は現金で欲し

いという希望が多い。

- ・一次相続では、残された配偶者の意向が重視されるが、二次相続では法定相続分で現金で平等に分けるケース（不要な自宅は処分する）が多い。
- ・相続税の節税を考えると、できれば、配偶者税額軽減、小規模宅地の特例を活用できるように遺産分割協議を成立させたい。
- ・自宅を将来譲渡することを考慮して、居住用財産の譲渡の特例、空き家譲渡の特例を適用できるように、遺産分割の方法、売却時期なども検討したい。

(2) 子のいない夫婦

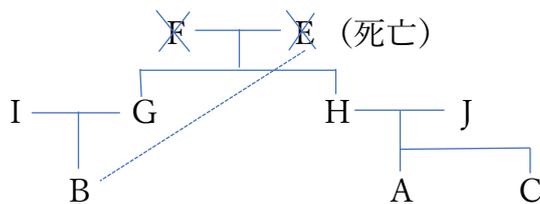


※ A、Bともに両親は死亡済み

- ・ A死亡の場合、相続人はBと、Aの兄弟姉妹のCです。
よくある勘違いで、財産は全部Bが取得できている人が多い。
相続分は、Bが3/4、Cが1/4です。
- ・ BとCの間での遺産分割協議は通常難しい。
- ・ 兄弟姉妹Cには遺留分（最低保障の相続分の権利）がないので、「Bに全財産を相続させる」旨の遺言書があれば、Bは全財産を相続できる。
- ・ Aが親から先祖代々の土地を相続していた場合、遺言でBに相続させたとしても、次にBが死亡した際には、Aの兄弟Cの子孫Fに財産を引き継ぐ

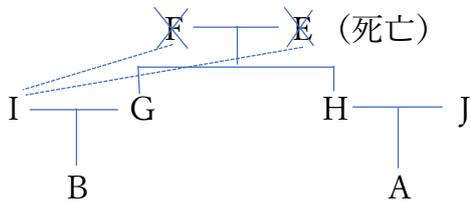
ことはできない（BがC又はCの子孫Fに遺贈する旨の遺言書を書けば可能であるが、通常はそこまでしていない（書かない。）。）。

(3) 孫を養子とした



- ・孫養子は、相続税の節税のためにすることが多い。
- ・民法（遺産分割）では、養子の数に制限はありません（何人でも可能）。
他方で、相続税法では、過度な節税を防止するために、養子の数に制限があります（実子がいるときは、養子は1人まで、いないときは2人まで）。
- ・相続人は、子G、H、養子（孫）Bの3人です。
相続人である子らの相続分は、各人1/3ずつ取得するので、G + B = 2/3、H 1/3 となり、Gグループの分がHよりも多い。Hが孫養子のことを知らないとHは当然納得しないので、遺産分割でもめるかもしれません。
- ・仮に、孫養子Bの親GがEよりも先に死亡していた場合、Bは養子の相続分と代襲相続分の2人分の相続分をもらうことができます。
- ・孫養子（代襲相続人でない場合）をすると、孫は配偶者及び1親等の法定血族でないので、相続税法の計算上は、孫の税額は2割加算されます。

(4) 婿養子をした

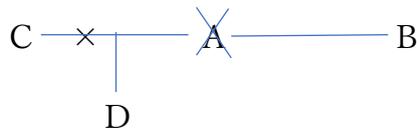


- ・田舎の地主で子が姉妹のケースでは、跡取りとなる娘の夫を養子するケースが多い。
- ・F死亡時も、E死亡時も、(他方配偶者は既に死亡しているものとする。) 相続人は、子G、H、養子Iです。
- ・相続分は、 $G + I = 2/3$ 、 $H 1/3$ となり、姉妹間では不平等な内容となるので、遺産分割では確実にもめる。
一次相続でもめると、二次相続でも必ずもめる。その後は、姉妹は必ず断絶状態になる。
- ・遺言を書けば、跡取りの娘夫婦に遺産を全部相続させることができるが、他方の娘から必ず遺留分侵害額請求がされる。Hの遺留分は、 $1/2 \times 1/3 = 1/6$ です。
田舎の地主では、遺留分を支払うお金がないこともあり、支払いのために土地の一部を処分するしかなくなる(相続税のほか、所得税もかかる。)
- ・もちろん遺言書の内容によらずに、遺贈を放棄して、改めて相続人全員で遺産分割協議をして、他方の娘が土地の一部を取得することはできますが、このようなケースでうまくまとまる保障はありません。
- ・むしろ、遺言書を書くなら、後から遺留分侵害額請求がされないように遺留分に配慮して、最初から土地の一部を他方の娘に相続させた方がよい。

- ・ GがIと（熟年）離婚した場合、さらに厄介なことになる。
Iは、Gと離婚したとしても、IがF、Eとの養子縁組を生前に解消して
しない限り、Iは、F、Eの相続人となる。
- ・ 果たして、これらのことまで想定して、婿養子をしたかどうかは疑わしい
（自己判断なのか、専門家のアドバイスに従った結果かもしれない
が・・・）。

（4）前妻の子と後妻（及び後妻の子）

遺産：自宅 2,000、預貯金 2,000



- ・ A死亡の場合、相続人は前妻の子D、後妻Bです。
法定相続分は、前妻の子D1/2、後妻B1/2です。後妻Bは、前妻の子D
に遺産の半分を渡さないといけないと聞いてビックリされます。
- ・ 遺言がなければ、後妻は自宅（老後の住まい）及び預貯金（老後の資金）
を十分に確保できない。
- ・ 当然に、BとDは疎遠となっているので、話し合いでまとめることは難し
い。前妻の子は、当然に法定相続分での現金の支払いを求める。
預貯金が少ないと、後妻Bは自宅を売却するしかない。
- ・ 新しく配偶者居住権（被相続人所有の建物で配偶者の居住権を保護するた
めに、建物の価値を所有権と居住権に分ける。土地についても所有権（底

地)と敷地利用権に分ける。配偶者は居住権と敷地利用権を相続するので評価額が低くなり、その分現金預金を多く相続できるというもの。)を設定する方法(遺産分割、遺贈、審判による)ができたが、前妻の子と後妻との間でこのような分割協議がまとまるとはいえず実際には余り使われない(むしろ相続税の節税の方法として利用されている)。

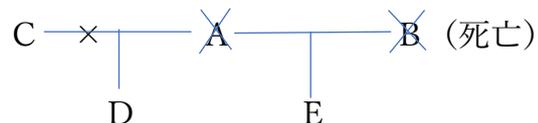
- ・対策として、Aは、生前に「後妻Bに全財産を相続させる」旨の遺言書を残すしかない。

それでも、後妻Bは、前妻の子Dに対して、遺留分相当額 $1/4 (=1/2 \times 1/2)$ の金銭を支払う必要がある。

- ・現実には、このようなケースで、Aが遺言書を書いているケースはほとんどない。

このため、Aが病気で入院中(余命宣告を受けている場合)であれば、急いで公証人(病院に出張してもらい)に公正証書遺言書を作成してもらうことも考えるべきである(知らない人が多い)。

(5) 妻の連れ子(養子縁組していない・している)

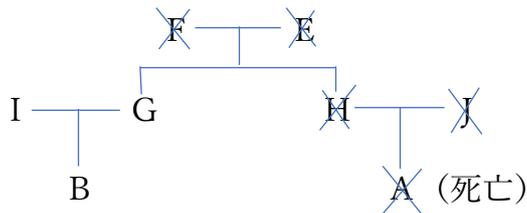


- ・(A死亡済み) Bが死亡した場合、妻Aの連れ子Dは、例えA、B、D、Eで同居して一緒に生活していたとしても、Bと養子縁組をしない限り、Bの相続人にならない。

逆に、Bが先に死亡し、その後Aが死亡した場合には、DはEとともにAの子であるので相続人となる。しかし、死亡する順番は、誰にも分からない。

- Bが、妻Aの連れ子Dと養子縁組した後に、妻Aと離婚したとしても、養子Dは、Bと離縁しない限り、Bの相続人になる。
- 最近では、離婚、再婚の夫婦が非常に多いので、再婚相手が連れ子との間で養子縁組をするかどうかは非常に悩ましい問題となる。

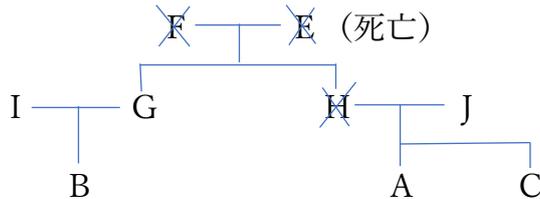
(6) お一人様



- Aは、父H母Jが死亡済み、祖父F祖母Eも死亡済み。
Aは婚姻していないし、子もいない、父母もいない、兄弟もいない(⇒お一人様)
- 相続人となるのは、誰もいない。
- 相続人不存在となり、最終的にAの財産は国庫(国)に帰属する。
- お一人様は、遺言書で誰かに遺産を遺贈しないと、財産は国庫に没収される。しかし、現実には、お一人様は自分の死後のことは余り考えていない(考えたくない)。
- お一人様は、遺言書の作成だけでなく、死後の後始末のことを考えると死

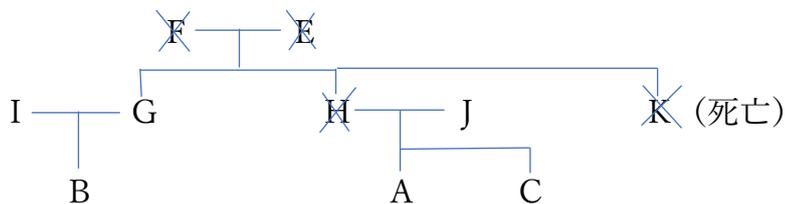
後事務委任契約の締結を考慮しておくべきである。

(7) 相続人である子の中に既に死亡した者がいる (代襲相続人)



- ・ Eが死亡した場合、配偶者F死亡済みのため、
相続人は、子Gと、(子H死亡済みのため)孫A、C (代襲相続人)です。
代襲相続人の相続分は、本来相続人となるはずであった人の相続分と同じ。代襲相続人が2人以上あるときは、均分になる。
相続分は、G1/2、A、C各1/4 (Hの相続分 $1/2 \times 1/2 = 1/4$) です。

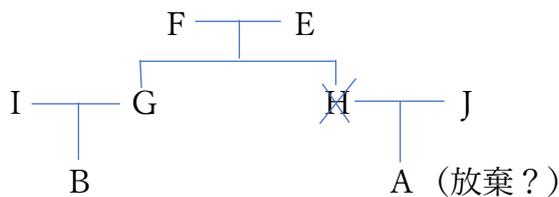
(8) 相続人である兄弟姉妹の中に既に死亡した者がいる (代襲相続人)



- ・ Kは独身 (配偶者、子はいない)、両親死亡済みのため、
相続人は、兄弟姉妹となるので、G、(Hの代襲相続人) A、Cです。
相続分は、兄弟姉妹間では均分 (代襲相続人間では均分) なので、G1/2、
A、C各1/4 (H1/2をA、C2人で均等に分ける。)です。

- ・親族関係が疎遠なケースも多いが、遺産分割協議は法定相続分での相続となるので、案外とスムーズにいくことが多いかも。

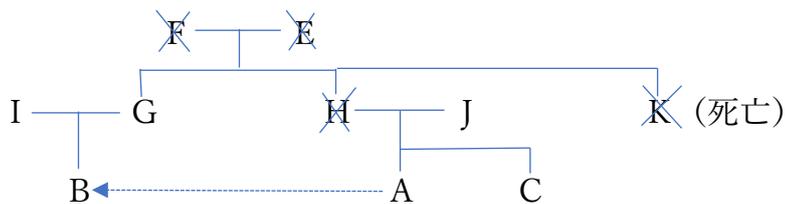
(9) 相続放棄した者がいる



- ・相続放棄は、通常は借金が多額にあり遺産総額を上回るときに、相続人が債務を免れるために、相続人全員が相続放棄をするのが一般的です。
- ・H死亡の場合、本来の相続人は配偶者J、子Aの2人ですが、Aが親Jに全財産を相続させようと考えて相続放棄をすると、第一順位(直系卑属)の子がいないことになるので、相続人は第二順位(直系尊属)に移動しますので、親E、Fが相続人となる。
- ・Aが相続放棄をすると、相続分は、J 2/3、E F 各 1/6 (=1/3×1/2)。
- ・このケースで、全財産をJに相続させようとするならば、JとAとの間の遺産分割協議で「全財産をJが相続する」と合意すればよい。
- ・相続税法上の基礎控除額の計算は、法定相続人の数(相続放棄があった場合でも、相続放棄がなかったとした場合の人数で計算する。)で計算する。Aが相続放棄をしたとしても、相続税法上の法定相続人の数はJ、Aの2人です。これに対して、民法(遺産分割)の法定相続人は、J、E、Fの3人です。相続税法上の基礎控除額を計算する際の法定相続人の数え方で

誤りやすい箇所です。相続税法では、相続放棄を行うことにより、相続人の数を増やして相続税を減少できないようにしています。

(10) 相続分を譲渡（放棄）した者がいる



- ・相続人の数を減らして相続手続を簡単にできるようにするために、相続人 A が自己の相続分を B に譲渡することがあります。これにより、相続人は B、C の 2 人となり、相続分は B 2/3、C 1/3 となる。
相続人の人数が多いときに、人数を整理するために活用される。
- ・現代社会では、結婚していない人や離婚した人もいるため、兄弟姉妹が相続人となるケースも多く、被相続人（又はその親族）とはかかわりたくないとの理由から、遺産は要らないので、相続分を他の相続人に譲渡することに応じるケースも多い（大抵は行政書士などの専門家がアドバイスして手続をします。）。もちろん法定相続分を欲しいという相続人もいる。
- ・ B と A、C 間で「相続分の譲渡契約書」を作成する。
これにより、B は単独で相続したと同じ扱いになる。
- ・相続税の申告と納税は、全財産を相続する B 一人が単独で行う。

○まとめ

複雑な家族関係となっているケースでは、自分では相続人だと考えていても予期に反して相続人となれずに、逆に、思わぬ相続人が出現することもあります。生半可な知識で判断すると、遺産分割では大きな問題（結果的に相続登記や預金の解約ができない。）が生じてしまうこともあります。

複雑な家族関係となっている現代社会では、家族の価値観、考え方もそれぞれ違います。

一般的に、推定被相続人となる親世代（80歳代、90歳代）は、まだまだ後継ぎとなる長子優先相続を望んでいる方が多いようですが、推定相続人となる子世代（50歳代、60歳代）は、平等意識が強いので、法定相続分での相続を考えています。

しかも、核家族化した現代では、子世代も自宅を所有しているので、遺産で欲しいのは現金・預金といった方が多いようです。このため、現金・預金が沢山あれば別ですが、特に不動産が遺産の大半というケースでは、遺産の分け方が非常に難しくなっています。

子らの相続人の意識としては、住宅ローンの支払いや教育費にお金がかかるので、遺産はすべて換価して現金で平等に分けたいという希望が多いようです。

ただし、田舎の土地建物や農地、山林などは、相続人のうちの誰もが欲しがりませんし、売却するにしても買受希望者がほとんど見つかりません。空き家となる古い実家の処分についても、建物解体費用や動産撤去費用の負担をどうするか、売却するとして時期をいつにするかなども大きな問題になっています。

これらの不動産の処分もできれば生前にうまく整理できることが望ましいで

しょうが、親の意向も問題になります。

今日の内容をもとに、相続関係に問題があると想定される家族では、早めに専門家に相談して、具体的な対応策を検討した方がよいでしょう。生半可な知識で対応（対策）をすると、取り返しのつかないことにもなりかねません。

本日はご清聴ありがとうございました。